

輪島市 景観計画
(変更案抜粋)

平成29年11月

輪 島 市

目 次

第1章 景観計画区域

1. 景観計画区域（景観法 第8条第2項第1号）…………… 1
2. 良好な景観形成に関する方針（景観法 第8条第2項第2号）…………… 2
3. 景観類型の考え方…………… 5
4. 類型別景観形成方針…………… 8

第2章 行為の制限に関する事項（景観法 第8条第2項第3号）

1. 行為の制限に関する区域区分の考え方…………… 36
2. 行為の制限に関する事項…………… 37

第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針（景観法 第8条第2項第4号）

1. 景観重要建造物の指定の方針…………… 64
2. 景観重要樹木の指定の方針…………… 64

第4章 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法 第8条第2項第5号ロ）

1. 指定の方針…………… 65
2. 景観重要公共施設…………… 65

第5章 良好な景観形成のためのその他の方針

1. 屋外広告物の表示等に関する方針（景観法 第8条第2項第5号イ）…………… 69
2. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（景観法 第8条第2項第5号ニ）…………… 70

第6章 景観形成の推進体制

1. 参画と協働による景観づくり…………… 71
2. 景観形成の推進体制…………… 72

第2章 行為の制限に関する事項

1. 行為の制限に関する区域区分の考え方

本計画の上位計画である「いしかわ景観計画（平成20年7月策定）」において定められている「景観計画区域」「景観形成重要地域」「特別地域」は、すでに行為の制限が行われていることから、区域区分をそのまま受け継ぐものとします。

その上で、輪島市において景観形成が必要と考えられる区域を追加するとともに、輪島市独自の制度として、既に景観まちづくりに取り組んでいる地区など先進的な地区で、きめ細かな景観形成が必要と考えられる地区を「輪島景観重点地区」に指定します。

■輪島市景観計画の区域区分■

区 域	輪島市景観計画
景観計画区域	市全域
景観形成重要地域	①国道249号、(主)七尾輪島線、(県)漆原下出線、(県)柏木穴水線の道路境界線から両側2kmの範囲。(海側は汀線まで) ②能登空港の滑走路の中心線から3km以内 ③海岸汀線から海側1km、陸側500m以内の範囲
特別地域	各路線の道路境界線から両側100mの範囲 ①特別地域(沿道) ・(主)七尾輪島線、(県)漆原下出線、(県)柏木穴水線の全線 ・一般国道249号、(主)輪島浦上線の一部 ②特別地域(里山里海) ・国道249号、(主)輪島浦上線、(県)鹿磯港道下線、(市)道下・深見線、(市)猿山線、(市)五十洲・深見線、(県)五十洲亀部田線の一部
輪島景観重点地区	◆輪島景観重点地区 ①馬場崎・駅前地区 ②鳳至上町地区 ③總持寺周辺地区 ④まんなか地区 ⑤間垣の里地区 ⑥長山地区



- ※1 景観形成重要地域（陸）
…(国)249号、(主)七尾輪島線、(県)漆原下出線、(県)柏木穴水線の道路境界線から両側2kmの範囲（海側は汀線まで）、能登空港滑走路の中央線から3kmの範囲
- ※2 景観形成重要地域（海）
…汀線から陸側に500m、海側に1kmの範囲
- ※3 特別地域（沿道）
…各路線の両側100mの範囲
(主)七尾輪島線、(県)漆原下出線、(県)柏木穴水線の全線
(国)249号の(県)鹿磯港道下線との交差点（門前町道下地内）から本市交差点まで
(国)249号の(主)輪島浦上線との交差点（稲荷町地内）から都市計画区域界（大野町地内）まで
(主)輪島浦上線の都市計画区域界（光浦町地内）から(国)249号との交差点（稲荷町地内）まで
- ※4 特別地域（里山里海）
…各路線の両側100mの範囲
(国)249号の市域界（志賀町）から(県)鹿磯港道下線との交差点（門前町道下地内）まで
(国)249号の本市交差点から(主)輪島浦上線との交差点（門前町浦上地内）まで
(国)249号の(主)輪島浦上線との交差点（稲荷町地内）から都市計画区域界（大野町系作地内）まで
(県)鹿磯港道下線の(国)249号との交差点（門前町道下地内）から(市)道下・深見線との交差点（門前町鹿磯地内）まで
(主)輪島浦上線の(国)249号との交差点（門前町浦上地内）から都市計画区域界（光浦町地内）まで
(市)道下・深見線の(県)鹿磯港道下線との交差点（門前町鹿磯地内）から(市)深見線との交差点（門前町深見地内）まで
(市)猿山線の猿山灯台付近（輪島市吉浦町地内）から(市)五十洲・深見線との交差点（門前町吉浦地内）まで
(市)五十洲・深見線の(市)猿山線との交差点（門前町吉浦地内）から(県)五十洲亀部田線との交差点（門前町五十洲地内）まで
(県)五十洲亀部田線の(市)五十洲・深見線との交差点（門前町五十洲地内）から(主)輪島浦上線との交差点（門前町浦上地内）まで
- ※5 輪島景観重点地区
…鳳至上町地区、總持寺周辺地区、馬場崎・駅前地区、まんなか地区、間垣の里地区、長山地区

【長山地区 景観形成基準】

○長山地区における景観保全の取り組み

石川県では、当該地区において街路拡幅事業を実施しています。

当地区は、輪島の朝市やマリンタウンへ訪れる人が、輪島の市街地に入る際の導入部に位置し、輪風の景観づくりを進めてきた「馬場崎・駅前地区」へつながる区間です。輪島へ訪れる人の期待感を高め、市街地への連続性を創出することを目的に、「輪島・長山まちづくり協定」を策定し、落ち着いたきのある輪島らしい景観づくりに取り組んでいます。

○課題・将来の展望について

当地区では、条例や地区計画による規制ではなく、基本的な内容を「まちづくり協定」で共有しながら、建替えや修景の開始時に事前協議を行う手法で景観形成を行ってきました。しかし、法的拘束力のない現状では、今後、まちづくり協定に反する建築物が建つことも考えられます。

そこで、沿道を輪島景観重点地区に指定することで、よりきめ細かな景観誘導を行い、輪島らしいまちづくりの推進を図ることが考えられます。

○景観形成基準（建築物）

区 域		長山地区
項 目		
建築物	共通事項	・ 輪風の景観づくりを進めてきた「馬場崎・駅前地区」につながる区間であるため、市街地への連続性を創出し、落ち着いたきのある輪島らしい景観を目指す
	形態・素材	・ 輪島の伝統的な建築デザインを参考に、現代建築の素材、技術を応用した、輪島らしいまちなみを目指す ・ 屋根は、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする ・ 外壁等は、自然素材（木、土壁等）との調和性が高い現代建築素材（金属、モルタル、コンクリート、ガラスなど）をベースに、自然素材（漆喰、土、木材、石材など）の使用も検討する
	色 彩	・ 屋根は黒を基調色とする ・ 外壁の基調色は、落ち着いた色彩（白、黒、灰色等のモノトーン、ベージュ、茶系等）とし原色は避ける
	高 さ	・ 通りに面する場所は2～3階とする ・ 4階以上は後退するなどまちなみに配慮する

○景観形成基準（工作物）

項目		区域	長山地区
外構	建物前面部		<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりの空間を確保し、緑化やベンチを置くなど、まちなみにゆとりを持たせる ・緑化の際には、輪島らしい樹種を積極的に用いる ・自動販売機の設置はなるべく避ける（設置する場合には色彩に配慮する）
	駐車場		<ul style="list-style-type: none"> ・出入口を限定するなど街並みの連続性に配慮する ・敷地全体が駐車場の場合は、板塀の設置や緑化など景観的な配する
	看板・広告		<ul style="list-style-type: none"> ・石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第1種禁止地域」の基準を基本とする

○区域

